⑪　５欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の７第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第４項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰　（略）

４．（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑥　（略）

⑦　４欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第４項第３号に掲げる工作物について記入してください。

⑧　（略）

⑨　建築基準法施行令第138条第４項第１号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第２（ぬ）項第３号（13の２）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を４欄の「へ」に記入してください。

⑩　（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

□建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

⑪　５欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の６第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第４項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰　（略）

４．（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑥　（略）

⑦　４欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第３項第３号に掲げる工作物について記入してください。

⑧　（略）

⑨　建築基準法施行令第138条第３項第１号に掲げる工作物のうち、同法別表第２（ぬ）項第３号（13の２）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を４欄の「へ」に記入してください。

⑩　（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】

□耐火構造

□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造